平成 26 年 11 月 4 日福 祉 部 介 護 保 険 課

## 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第78条の12および第115条の21の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

記

#### 1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、以下のとおり指定の更新を行う。

なお、法第23条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して指定更新に支障 となる特段の事項は認められなかった。

## 【認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
いずみ通所介護事業部	練馬区田柄五 丁目 14 番 12 号	NPO法人いずみ	10 名	平成 20 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了 日:平成 32 年 11 月 30 日)

### 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
愛の家グルー プホーム練馬 早宮	練馬区早宮四丁目14番7号	メ デ ィ カ ル・ケア・ サービス株 式会社	18 名	平成 20 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了 日:平成 32 年 11 月 30 日)
大泉学園高齢 者グループホ ームまささん の家	練馬区大泉学 園町二丁目 20 番 22 号	社会福祉法 人福音会	9人	平成 20 年 12月1日	平成 26 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了 日:平成 32 年 11 月 30 日)

## 2 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第78条の12および第115条の21の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

# 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホー ムあいリレー 石岡	茨城県石岡市 鹿の子三丁目 1番29号	アイリレー株式会社	18名(※)	平成 20 年 7月1日	平成 26 年 10 月 1 日 (指定有効期間満了 日:平成 32 年 9 月 30 日)

<sup>※</sup> 平成26年10月1日現在、練馬区被保険者の利用は1名である。